

雲南市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年度に実施した財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、同条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年3月25日

雲南市監査委員 渡 部 彰 夫

雲南市監査委員 周 藤 正 志

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

雲南市長 石 飛 厚 志

2. 通知を受けた日

令和6年3月25日

3. 監査結果に関する報告

令和5年11月6日 監第65号 財政援助団体等監査報告書

4. 措置の内容

別紙のとおり

財政援助団体等監査結果による改善措置

【監査の種類】 財政援助団体等監査

【監査の期間】 令和5年9月15日から令和5年10月10日まで

【監査結果による改善措置】

1. 監査対象団体：雲南都市開発株式会社

検討要望事項	所管部局	改善措置
① 温浴施設・設備管理台帳について 温泉施設は性質上、施設の老朽化進度が速い。そのため、市の温浴施設全体の施設・設備管理台帳を整備し、長寿命化対策の計画を策定し、当該計画に基づいた施設・設備の更新に取り組まれない。	産業観光部 産業施設課	産業施設課で管理している温浴施設は4施設であります。令和元年度にオープンした清嵐荘を除き、いずれの施設においても、数十年が経過しており、老朽化が進み、各施設とも設備等の修繕が多く発生し、修繕等のため休館を伴うケースも生じております。 こうしたことへの対応も含め、現在、温浴施設の施設台帳作成に取り組んでおります。 この台帳を基本に施設の長寿命化の検討もすすめていく予定であります。
② 経理規程の策定について 当該団体は各施設連携したイベントの開催等様々な取り組みをされ集客増加に努められている。今後も安定した組織運営及び経営を維持していくため、責任体制を明確にし、経理処理に関して成文化した規程の策定を検討されたい。(所管部局において指導・支援されたい。)	産業観光部 商工振興課	既存の「庶務規程」において、責任体制や経理処理について成文化されていることを確認しました。

2. 監査対象団体：公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団

検討要望事項	所管部局	改善措置
① 経理責任者の明確化及び月次決算について 指定管理及び補助事業等に公的資金が投入されていることから、今後も安定した組織運営及び経営を維持していく必要がある。そのため、財務規程上で経理責任者を明確にしておくとともに、規定されている毎月末の月次決算により経営状況の把握に努められたい。(所管部局において指導・支援されたい。)	教育委員会 文化財課	【経理責任者の明確化について】 令和6年3月理事会において、決裁規定・財務規程の変更を行う予定です。 【月次決算について】 監査当日の指摘をもとに、今年度中より実施済みです。
② 会計処理について 会計処理にあたっては、公益法人用の会計システムが導入され正確な会計処理に努められているが、予算の執行管理については不十分な面が見受けられた。会計システムの活用方法等の見直しを検討されたい。また、会計処理事務の安全性の確保に努められたい。 (所管部局において指導・支援されたい。)	教育委員会 文化財課	【予算の執行管理について】 支出証作成と支出負担行為簿作成の二重事務が業務負担となっているのではという指摘について、来年度より支出証・支出負担行為簿は一本化し、決裁が一度で済むように変更し、業務の効率化を図ることとします。また、予算管理自体は、財務会計システムの予算管理簿機能を使用します(支出証には予算は記入せず、別々に運用します)。 ただし、これまで作成していた支出負担行為簿は、財務会計システム上の入力誤り(たとえば予算情報・勘定科目の入力誤りなど)の発見や、月次決算の際にも利用(財務会計システム上の各予算の現在高と紙ベースの支出負担行為簿があっなければならない見直しをおこなうなど)しており、会計資料のチェックをするためには極めて有用な資料であるため、似たような内容をエクセルで作成し、別途、継続して作成していく予定

		としています。 【会計処理事務の安全性の確保について】 菅谷たたら山内（受付）で徴収する入館料等については、現地で長期にわたって保管することは防犯上問題があるため、職員が毎日閉館後に財団事務所へ持参し、事務所内の金庫で月末まで保管します。翌朝、開館前に、必要最低限の釣銭用の現金を職員が菅谷たたら山内へ持参します。また、開館時間中の現金の管理については、一人は現金及びレジスターの鍵の管理、もう一人は徴収金額のカウント及び検収を行うなど、各自の責任を明確にしてダブルチェック体制をとることにより、一層の安全対策を図ることとします。
--	--	--

3. 監査対象団体：株式会社吉田ふるさと村

検討要望事項	所管部局	改善措置
① 経理規程の策定について 当該団体が今後も安定した経営を維持していくため、責任体制を明確にした経理に関する方針・手続き・処理方法について成文化した経理規程の策定を検討されたい。(所管部局において指導・支援されたい。)	政策企画部 政策推進課	監査時に指摘のあったことから、当団体により、経理規定を策定されました。
② 会計処理について 会計処理にあたっては、指定管理及び受託業務等に公的資金が投入されていることから会計処理等事務の効率化、安全性の確保に努められたい。(所管部局において指導・支援されたい。)	政策企画部 政策推進課	当団体において、安全性の観点から経理のチェック体制の強化を図ったが、近年の人材不足の状況もあり、一部の会計処理について、会計決算等で関わりのある会計事務所への外部委託も含め検討されている状況であります。
③ 公の施設の指定管理における修繕費用の分担について 施設の修繕について、修繕負担区分を協定で定めているものの、その範囲を超えて、指定管理者が修繕費用を負担している事例が見られた。こうした事例は、市と指定管理者との協議の上で行われているが、修繕に係る責任分担の原則の例外である。よって、所管部局においては、緊急性の度合い及び必要性を精査した上で、指定管理者に過度な負担を負わせないような方法を検討されたい。	産業観光部 産業施設課	国民宿舎清嵐荘の施設修繕費の取り扱いについては、指定管理に関するリスク分担表において「20万円未満の修繕費用の場合は指定管理者の負担、20万円を超える場合は、両者協議による。但し、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは、指定管理者が行う。」と定めています。 現在、これに基づき運用をしておりますが、ご指摘の部分については、指定管理者と協議を行い、リスク分担表を基本にしていくことで双方再確認を行いました。 また、緊急性等の特別な事情が生じた場合には、施設の安定した運営に支障がないよう双方協議していくこととしております。

4. 共通事項

検討要望事項	所管部局	改善措置
① 雲南市第三セクター事業等マネジメント指針について 市では、出資団体への指導・監督については「雲南市第三セクター事業等マネジメント指針(以下「指針」という。)」により行われてきたところであるが、策定から18年が経過していることから今年度中に見直しが検討されている。見直しにおいては、総務省が示している「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を基に指針を改定し、市としての責任範囲や、当該団体に損失が生じた場合の対応等について、改めて明確に定めるよう努められたい。	政策企画部 政策推進課	令和5年度中に国に準じて第三セクター等に関する指針を定めるよう関係部署協議し、検討を進めており、年度内に指針の策定を行うこととしています。
② 出資団体に係る総括的な担当部局の明確化について 当該団体が出資目的に沿って事業を実施されているか適切に指導・監督するため、出資団体に係る総括的な担当部局を明確にし、統一的な指導監督ができる体制を構築するとともに、業務運営指導所管課及びその他事業別の関係部局からの情報集約に努められたい。	政策企画部 政策推進課	上記の指針の中で担当部局を明示するとともに、例年実施している経営状況の把握・点検・評価にあたっては、政策推進課が主体となって関係部署と連絡調整の機会を設けることとしています。
③ 指定管理仕様書における「経費等の扱い」について 今回監査対象とした指定管理施設において、仕様書では指定管理受託事業の経費については、団体自体の口座とは別口座を設け管理することとなっているが、実態は同一口座で管理されている。仕様書と異なる処理ではあるが、帳簿上では事業ごとに適正に収支状況(セグメント情報)を管理できているため、仕様書と会計処理の実態を検証し所管部局と協議・検討されたい。 所管部局においては、会計処理の実態を踏まえ、次期指定管理者募集時には仕様書内の「経費等の扱い」について検討されたい。	産業観光部 産業施設課 建設部 都市計画課 吉田総合センター市民サポート課	・産業施設課 指摘いただきました「稲わら工房」につきましては、令和6年3月末の指定管理契約満了に伴い施設を閉館します。今後は、施設の有効活用を図る観点から民間譲渡を目指します。 ・都市計画課 次期、三刀屋公園指定管理者仕様書(令和7～9年度)を次のとおりとします。 4 経費について (2) 管理口座

		経費については、団体自体の口座とは別の口座によって管理すること。ただし、団体自体、並びに他の指定管理施設の収支を明確に区分すればその限りではない。 ・吉田総合センター 左記指摘を受け、令和6年度から同一口座で管理できるよう仕様書を改訂しました。
④ 補助金等の見直しについて 雲南市補助金等の見直し指針に沿っていない補助金については、事業の趣旨及び成果から、事業の見直しと補助金の在り方を検討されたい。	教育委員会 文化財課	【菅谷たたら山内活用事業補助金について】 当該補助金については、重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」の情報を全国に発信し、積極的な活用を図るとともに、近代たたら製鉄文化の継承と雲南市のまちづくりに寄与することを目的として、「菅谷たたら山内活用事業補助金交付要綱」にもとづき交付されるものです。補助対象となる事業は、 (1) 鉄文化の普及と技術の継承に要する事業 (2) 交流人口の拡大に要する事業 (3) 普及活動に要する事業 (4) その他菅谷たたら山内を核とするたたら文化発信事業の推進に市長が必要と認める事業 であり、本市が進める「たたら文化」の保存継承・活用事業にとって必要不可欠の存在であると認識しています。

		ただし、市全体の補助金等の 見直しを図る中で、当該補助 金の在り方についても随時検 討を行っていきます。
--	--	---

